

大府市人と犬及び猫との共生に関する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

愛知県大府市長 岡村 秀人

大府市条例第25号

大府市人と犬及び猫との共生に関する条例

古くから、人と動物は様々な関わりを持って暮らしてきました。とりわけ、犬や猫は身近な動物であり、人々の生活に寄り添い、癒しや心の豊かさをもたらしてきました。本市においてもたくさんの犬や猫がペットとして暮らしており、その多くが家族の一員として大切にされています。

一方、心ない飼い主により、給餌や給水、健康管理などその習性に見合った適正な飼養を受けられなかったり、飼養が困難になって捨てられたりする犬や猫もいます。また、犬を散歩させるときにふんの始末をせずに他人に不快な思いをさせたり、野良猫に不適正な給餌を行うことで周辺環境の悪化を招いたりすることも起きています。

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）は、動物愛護の精神の醸成と、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を目的に掲げ、その後の法改正により、動物の健康及び安全の保持と生活環境の保全を通じて人と動物の共生する社会の実現を目指すことが明記され、動物を適正に飼養するための所有者等の責務を明確化していく方向性が示されています。

私たちは今、法の精神に基づき、私たちの身近な犬や猫などの動物は、命あるものであり、その命は尊ぶべきものであることを理解し、ペットを飼う人も、そうでない人も、互いの価値観を尊重し市民その他関係者が一体となって人と犬や猫が共生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、法第9条の規定に基づき、犬及び猫に関し所有者等、市民等及び市の責務を明らかにすることにより、快適な生活環境を保持し、もって人と犬及び猫が共生する地域社会の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

- (1) 所有者等 犬又は猫の所有者又は占有者をいう。
- (2) 飼い犬 所有者等が所有し、又は占有する犬をいう。
- (3) 飼い猫 所有者等が所有し、又は占有する猫をいう。
- (4) 地域猫 所有者等のいない猫のうち、地域住民の理解の下、餌の管理、ふん尿の始末、不妊去勢手術の実施等、適正な管理が行われているものをいう。
- (5) 市民等 市民、事業者及び市内に通勤し、又は通学する者その他の滞在者をいう。
- (6) 公共の場所等 道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地又は建築物その他の工作物をいう。

（所有者等の責務）

第3条 所有者等は、命あるものへの責任を十分に自覚し、飼い犬又は飼い猫を終生にわたり飼養する（保管する場合を含む。以下同じ。）とともに、やむを得ず飼養することが困難となった場合には、自らの責任において新たな所有者等を見つけなければならない。

- 2 所有者等は、飼い犬又は飼い猫の健康及び安全を保持するため、発育状況に応じた栄養の確保、疾病の予防及び治療、飼養場所の温度管理及び清潔の保持等の必要な措置を講じなければならない。
- 3 犬又は猫の所有者は、マイクロチップの装着その他の方法により、当該犬又は猫が自己の所有に係るものであることを明らかにするよう努めなければならない。
- 4 所有者等は、自己の飼養状況に適した頭数を把握し、飼い犬又は飼い猫がみだりに繁殖することを防止するため、不妊去勢手術の実施等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 所有者等は、大規模な災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）に備え、あらかじめ飼い犬又は飼い猫の避難先を確認し、及び確保するとともに、餌、水、その他飼養（保管を含む。以下同じ。）に必要な資材を備蓄し、災害時にも当該犬又は猫を適正に飼養するよう努めなければならない。

（犬の所有者等の責務）

第4条 犬の所有者等は、飼い犬が人に迷惑を及ぼすことがないように、次に掲げる責務を有する。

- (1) 適正なしつけを施すこと。
- (2) 柵、おりその他囲いの中で、又は屋外において固定した物に綱、鎖等で確実につなぎ、飼養すること。
- (3) 公共の場所に同伴し、又は運動させるときは、常に引き綱等により制御すること。
- (4) 公共の場所に同伴し、又は運動させるときは、排せつしたふんの回収及び尿の洗浄をするための用具を携帯すること。
- (5) 公共の場所等でふんを排せつしたときは、直ちに当該ふんを回収すること。

(猫の所有者等の責務)

第5条 猫の所有者等は、飼い猫が人に迷惑を及ぼすことがないように、次に掲げる責務を有する。

- (1) 屋内において飼養するよう努めること。
- (2) 公共の場所等でふんを排せつしたことが明らかなきときは、当該ふんを回収すること。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、人と犬及び猫が共生する地域社会の実現に向け、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、人と犬及び猫が共生する地域社会の実現に向け、愛護及び管理に関する指導及び意識の啓発を行うものとする。

- 2 市は、災害時の飼い犬及び飼い猫の保護について、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、公共の場所における犬のふん尿による被害の防止について、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、市民等の所有者等のいない猫に対する適正な給餌（給水を含む。以下同じ。）に係る活動を支援し、地域猫への移行を促進するものとする。
- 5 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(相互の協力)

第8条 所有者等、市民等及び市は、この条例の目的を達成するため、相互に、その責務を理解し、協力するものとする。

(所有者等のいない猫に対する給餌)

第9条 市民等は、所有者等のいない猫に対して給餌を行うときは、適正な方法により行うこととし、周辺の住民の生活環境に悪影響を及ぼすような給餌を行ってはならない。

2 前項の給餌に関し、市民等が遵守すべき基準は、規則で定める。

(勧告)

第10条 市長は、前条第1項の規定に違反して周辺の住民の生活環境に支障が生じていると認めるときは、当該支障を生じさせている者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を講じなかったときは、その者に対し、当該違反行為を中止するよう命ずることができる。

(報告の徴収等)

第12条 市長は、第4条及び第9条第1項の施行に必要な限度において、犬の飼養若しくは所有者等のいない猫に対する給餌の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に不適正な飼養若しくは給餌が行われていると認められる場所に立ち入り、必要な検査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第11条の規定による命令に違反した者

(2) 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第15条 第4条第5号の規定に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人

又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをつくる条例の一部改正)

2 「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをつくる条例(平成21年大府市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第20条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第25条中「第7号」を「第6号」に改める。